

仁和寺御経蔵聖教の形成と展開

橋 悠太

I はじめに

京都大内山の麓には日本を代表する真言宗寺院のひとつである仁和寺が所在しており、膨大な数の文化財を今に伝えている。奈良文化財研究所では昭和三十三年（1958）以来、仁和寺が所蔵する文化財の調査を進めてきた。仁和寺所蔵の文化財には、絵画・書跡・聖教など様々なものがあるが、当研究所が現在調査研究に取り組んでいるのはその内の御経蔵と分類された聖教群である。過去には『仁和寺史料 寺誌編』一・二や『仁和寺史料古文書編』一・二などを刊行してきているが、上記刊行物はいずれも御経蔵内の史料を翻刻した史料集である。この御経蔵調査については現在も継続しており、『仁和寺史料 目録編〔稿〕』一～五までを刊行し、引き続き目録作成等の調査研究に取り組んでいる。

御経蔵調査の現在までの歩みについては後ほど述べるが、近年では平成9～12年度科学研究費補助金基盤研究A「真言宗寺院所蔵の典籍文書の総合的調査研究—仁和寺御経蔵を対象として」による悉皆調査もおこなわれ、研究成果報告書において御経蔵の大凡の全容が示されることとなった¹。また、同時期には御経蔵内にある「密要抄」・「紺表紙小双紙」などの守覚法親王関係聖教にも焦点があてられ、これらの聖教群が仁和寺に相承された仁和寺御流の根幹をなす聖教であることが明らかにされた²。さらに、最近では仁和寺に伝來した聖教類や御経蔵の構成について概観した研究、顕證によって主導された近世初頭の御経蔵整理作業の重要性についても示されつつあるが³、御経蔵の形成と展開過程の詳細な検討については未だ不十分な状況にある。また、当研究所で刊行中の目録稿などで、箱に付された付箋や聖教の端裏などに記された目録番号とおぼしきもの等の諸々の情報についても掲載しているが、これらの情報について考察する紙幅や機会もなかった。こうしたことから、現在調査している文化財がどのような状況のもとで形成されて現在の形となつたのか把握することは、御経蔵聖教という文化財を引き続き調査研究するにあたって重要な課題であるといえよう。

そこで、本稿では上記の課題を解決するため、以下の点について示したい。まず近世前期の仁和寺御経蔵整理事業が実施された背景を捉えるべく、前段階である中世後期において御経蔵聖教が直面したであろう状況について、その管理者である仁和寺御室の動向を中心に聖教や門跡相承の視点を交えながら考察する。続いて中世末から近世初頭にかけて仁

和寺が直面した状況が近世前期の御経蔵整理事業へどのように繋がっていくのか、その関係性について明らかにする。また、近世前期の仁和寺御経蔵整理事業で中心的な役割を果たした顕證について、彼の動向や交流関係などを素材として御経蔵整理と寛永文化との結節点を探ってみたい。最後に、近世前期の整理作業を皮切りに本格的に整備された近世期成立の諸目録を比較検討することで、御経蔵がどのように整理されてきたのかその変遷過程についても明らかにする。

なお、歴代御室等宮僧の本文中での記載については、基本的に初出のみ入道親王号等を付し、以降は僧名のみを記載する。

II 中世後期における仁和寺御室と聖教

仁和寺は真言密教広沢流の拠点として出発し、皇室の皇子を出自とする仁和寺御室によって師資相承された。また、その際に仁和寺御流という法流が創出、その法流を示す聖教群が形成され、これが現在の御経蔵聖教へと繋がっていく。中世前期の姿は「院権力の分身」と評されるように、門跡寺院の筆頭として、また宗教社会の中核として、御室を中心に卓越した成長を遂げていた⁴。このように中世前期の社会において絶大な影響力を及ぼしていた仁和寺であるが、中世後期になるとその状況は一変することとなる。

最初に大きな環境変化があったのは鎌倉幕府の滅亡と南北朝内乱であった。鎌倉時代中期頃より、仁和寺は鎌倉幕府・北条得宗とも関係を深めていくのであるが、その繋がりは北条氏出身僧の入室に依存する部分もあった⁵。鎌倉での仁和寺御流の拠点である佐々目遣身院頼助以降、北条氏出身僧の入室が増加するが、鎌倉幕府滅亡により北条氏一族と共に自害する院主や逐電した院主などが仁和寺の有力院家にみられ⁶、幕府の滅亡は仁和寺にとって大きな変化をもたらしたと考えられる。

また、両統迭立期には持明院統と密接な関係にあった仁和寺に対し、大覚寺という対抗軸が大覚寺統に存立されたことによって仁和寺御流周辺の環境も大きく変化した⁷。ただし、南北朝内乱以降、仁和寺は持明院統を継承した北朝およびその外護者である室町幕府が構築した宗教体制の旗手とはならず、内乱を契機として北朝・室町幕府と急接近したのは醍醐寺三宝院であった⁸。これは、歴代の室町幕府將軍へ近侍した三宝院院主と異なり、御室は院・天皇を宗教的に護持する最上位の格式を有する立場にあったことから、幕府や將軍による祈禱などの宗教行為に積極的に関わることが困難であったことが要因として考えられる。また、御室の権威低下によって仁和寺周辺を含めて活動が低調となる⁹。南北朝内乱以降、室町幕府主催による国家祈禱が主流となるのであるが、幕府が主導したその体制の中心には三宝院が門跡として位置付けられるなど、仁和寺の宗教的権威は中世前期

と比較すると低下していた。

上記の状況に対し、仁和寺周辺の聖教を取り巻く環境はどのような状況にあったのであろうか。鎌倉時代後期については、真言密教の鎌倉への拡大や大覚寺法流が創出されたことなどによって法流が多角化していた。特に、鎌倉時代末期には広沢流より派生した各法流は複雑な様相を示しており¹⁰、各寺院を跨ぐ院家兼帶も多くみられる。こうした状況により、本来であれば仁和寺周辺で相承されたであろう聖教類も各所へ拡散していた。例えば、鎌倉時代から南北朝時代にかけて、既に『密要抄目録』が鎌倉や大覚寺へ拡散していたことが確認できる¹¹。また、前述した鎌倉幕府の滅亡やその後の南北朝内乱も聖教の流出・損失を加速させた。代表的なものとしては、佐々目有助のもとに相承されていた仁和寺御流の根本聖教が北条氏一族の滅亡と共に失われており、入道法守親王はその損失を嘆いている¹²。また、南北朝時代には、仁和寺護持院頼意や大覚寺西輪院教賢・光賢などが京都を出奔して南朝の本拠地である吉野周辺へ下っているが、彼らが所有していた聖教も寺坊から持ち出されたとみられる。證菩提院本『密要抄目録』奥書には「以上證菩提院本一書写畢、自ニ内山一相伝也、光信法印自筆也」とあるが、応永二年（1395）までの間に大覚寺證菩提院光信が当時大和国内の内山永久寺に住していた光賢より相伝された聖教である可能性が高い¹³。中世後期初頭からの戦乱によって仁和寺に関わる聖教の散逸は増加の一途を辿ったと考えられ、仁和寺を取り巻く聖教やそれを管理する宝蔵などの環境は主に戦乱の影響によって大きく変化していたといえよう¹⁴。

こうした仁和寺聖教、特に現在の御経蔵聖教の前身である仁和寺御流の聖教群の管理者は御室であり、御室の動向は仁和寺御経蔵の置かれた環境と深く関係していると考えられる。ただし、中世後期における御室の動向については未だ検討が進んでいない¹⁵。そこで、中世後期における御経蔵の環境を把握する材料として、仁和寺が困難な状況に直面した応仁・文明の乱以降を中心に、中世後期における御室の動向について確認したい。南北朝期の御室入道法守親王の下には入道源性親王（花園天皇皇子）・入道尊朝親王（光嚴天皇皇子）・入道永助親王（後光嚴天皇皇子）が後継者として入室しているが、永助以外は早世している。また、永助の後継者として法尊准后（足利義満息）が入室するが応永二十五年（1418）に早世したことで、再び後継者を探すこととなった。しかし、皇族周辺には適任者がいなかったようであり、木寺宮世平王（後二条天皇五世孫）の子息を後小松上皇の猶子とする苦肉の策で入道承道親王として入室させている¹⁶。ただし、承道の後継者も見つからず、享徳二年（1453）の承道入滅により、御流の相承は仁和寺の筆頭院家真光院の院主禪信が法流を一時的に預かった上で、長禄元年（1457）に入道静覺親王（木寺宮邦康親王息）へ授けている¹⁷。このように御流が断絶しかねない不安定な師資相承がおこなわれており、それは慢性的な後継者不足に起因するものでもあった。そして、以上のような状

況に拍車をかけたのは応仁・文明の乱前後における世情の混乱であった。

文正元年（1466）、既に諸大名の軍事行動などによって京都周辺の治安は極度に悪化していたが、その影響は仁和寺へも波及した。同年九月、興福寺大乗院尋尊の記すところによれば、「去朝夜仁和寺御室侍法師、盜人打入之間打死了、大名御披官人沙汰歎、則門主親王奉^(マツ)追出一了、珍事、比興沙汰也、就^二毎時^一門主不足故云々、彼法師別而奉公者故歎、（後略）」という事件が発生したという¹⁸。関連記事がこの条のみであるのでいさか事件の内容が判然としないが、『大乗院寺社雜事記』冒頭の見出しには「一、御室進退事」と記されており、門主の進退に関する事を記しているとみられる。そうであるならば文中の「門主親王奉^二追出^一了」は、詳しい経緯は不明ながら室町幕府によって静覚が門跡を退出させられたと解釈できよう。同年十二月廿八日条には「仁和寺御室前門主門跡之經藏ニ燒草ヲ入テ、色々及^二訴訟^一云々」尋尊が記しているが¹⁹、静覚の前代にあたる承道は享徳二年（1453）に没していることから「前門主」は静覚を指すとみられ、やはり前述した九月条の記事は御室が退出させられたことに関連するものと考えられる。また、前述の十二月廿八日条の記事は静覚が仁和寺御經藏への放火も辞さない構えをみせて訴訟に及んだと解釈できそうである。応仁元年（1467）十月二十四日には近江国志賀庄を仁和寺菩提院領として管領するよう書状を発給しており²⁰、静覚が前門主という立場でありながらも仁和寺の実質的なトップとして差配していたことがうかがえる。そうであるならば、前述の訴訟は静覚による仁和寺の支配権に関わるものであったことが想定されよう。

こうした仁和寺の不安定な状態は応仁・文明の乱によってピークとなる。周辺の北山などの諸寺院が焼け残った一方で、仁和寺は戦災によって焼失し、往時の姿は跡形もなかった²¹。この時、静覚は戦乱を避けるために高野山へ度々避難しており、応仁二年には高山寺に聖教等を預け高野山へ避難したという²²。後継の御室については静覚が退出してから不在であったが、文明三年（1471）に入道道永親王（伏見宮貞常親王息）が入室し、以降は道永が仁和寺宮と呼称される²³。ただし、道永への伝法灌頂はおこなわれず²⁴、静覚は真光院尊海へ御流を相承している²⁵。また、道永の入室以降も「仁和寺先門主二品宮」として仁和寺相応院領の管領について言上するなど、依然として仁和寺のトップには静覚が君臨していたとみられる²⁶。なお、明応三年（1494）に仁和寺上乗院門跡（下河原門跡）の門主が早世すると²⁷、静覚が後継の門主として活動をはじめることには注意したい²⁸。

文亀元年（1501）に静覚が入滅すると、永正七年（1510）に入道覺道親王（後柏原天皇息）が入室する²⁹。覺道は当時十歳であったが、尊海が補佐し御室の再興へ邁進する。しかし、この尊海・覺道の師弟による御室再興は、大永七年（1527）に覺道が早世したことで頓挫する。尊海は再び後継者を探すこととなるが³⁰、天文八年（1539）に入道任助親王（伏見宮貞敦親王息）の入室を実現させている³¹。なお、永禄十二年（1569）には上乗院門跡へと隠

居するが、その後も御室として活動している³²。天正十二年六月頃より安芸国巣島へと下向、同年十月に当地で入滅したことから、巣島御室と追号された。

この任助の後継者として据えられたのは、入道守理親王（伏見宮邦輔親王息）であった。永禄八年正月二十九日、正親町天皇の猶子となり、入室する。天正十二年八月、守理が南都・高野山・根来寺などの見物の折りに對面したことを本願寺顯如が記しているが、「御室門跡ノ新宮守理」とあることから³³、仁和寺の次期後継者として認識されていた。同年十一月に任助が巣島で入滅すると、以降は守理が禁裏での修法などを担う。ただし、その後の守理の動向については近世初頭の仁和寺御経藏整理と関わるため、Ⅲで詳述したい。

以上が中世後期における歴代御室の動向についての概要であるが、安定して相承されたとは言い難い状況が継続していたことがうかがえよう。こうした中世後期における歴代御室の動向をふまえると、仁和寺御経藏聖教の前身となりうる聖教群は戦災による直接的被害に加え、中世後期における御室の動向や戦乱が要因となって発生した副次的被害にも晒されたとみられる。まず、聖教が移動する頻度が高まった聖教やその管理者である御室が度重なる戦災を避ける必要性が生じ、平時であれば発生しない頻繁な移動がおこなわれたことである。その際、御室の地位を象徴する聖教群とその管理者である御室は必ずしも一体ではなかったことは前述した通りである。この点と関わるものとして、御座所の移転には注意したい。当該期における仁和寺本坊の機能は真光院に移転したと考えられており³⁴、それに伴って真光院を門跡として用いたと理解されてきた。しかし、御室や前門主の居住地について、静覺は応仁年間における高野山への退避や、土御門御所付近の下河原殿に住していたことが確認できる³⁵。また、道永についても文明年間には細川勝元邸の一部を真光院が借住し、門跡としていた可能性があり³⁶、下河原宮となった後は太秦広隆寺に居住していることが確認できる³⁷。応仁元年の御所焼亡以降、多くの時期において真光院が門跡の中心地となっているのは確かであるが、常に御室やその周辺が真光院を中心で活動していた訳ではなく、変則的な動きもみられることには注意すべきであろう。

また、中世後期に頻繁にみられる諸階層の地方下向という傾向は仁和寺においても例外ではなかった。主要なところでは、前述した静覺や任助の他、相應院恵助や真光院尊海などが下向している³⁸。下向には聖教を伴って移動していたようであり、例えば任助は安芸国巣島へ下向した際、御室に代々相承されてきた法華經を吉川元長へと譲与している³⁹。また、聖教なども下向と共に持ち出していたとみられる⁴⁰。このように中世後期に顕著にみられた歴代御室などの下向も聖教の散佚につながる側面があった。

以上のように、中世後期において仁和寺御経藏聖教を含む聖教群は、戦災に晒されたという直接的被害に加え、中世後期の歴代御室の移動に伴って散佚するなど、副次的被害を受ける機会も増加したと考えられるのである。

III 中世後期から近世初頭にかけての御経蔵整理とその継承

IIで述べたように、中世後期における仁和寺聖教の散佚については戦災が最大の要因ではあるものの、御室の相承に関わる問題や彼らの動向も聖教を散佚させる一要因となっていたことを明らかにした。ただし、仁和寺側は聖教の散佚を黙って傍観していた訳ではない。ここでは、そうした困難な状況にあった中世後期以降の御経蔵聖教について、聖教整理などに代表される継承という面から検討したい。

中世前期における仁和寺御室と聖教整理との関係については、「密要抄」の目録作成過程などが明らかになっている⁴¹。ただし、中世後期から近世初頭の動向については、IIで示した中世後期における仁和寺内の様相が未解明であったこともあり、ほとんど考察されることはない。そこで、IIで考察した内容も踏まえつつ、中世後期から近世初頭にかけての聖教整理がどのように展開を経たのか、御経蔵を中心みていく。

中世後期において、仁和寺御室と聖教との関係がある程度纏まって把握できるのが、尊海・覚道の師弟による整理作業である。永正十三年（1516）、覚道は尊海より伝法灌頂を受けて以降、「密要抄」などの仁和寺の重要聖教の整理・点検に取り組んでおり、これは師尊海による指導のもとで進められたものであった。こうした取り組みは、御室としての身分を確認するための嘗為の一環であると指摘されているが⁴²、覚道段階でおこなわれたことは天皇実子の御室入室が永助以来久々であったことも関係しているよう⁴³。覚道は法守の自筆聖教を発見した際に「去応仁天下一同之大乱、当門等之聖教所々散失不レ可ニ勝計-」と記しているが⁴⁴、応仁・文明の乱段階では彼自身は生まれてない。師尊海より生前の大乱で多くの仁和寺聖教が散逸したことを学び、再び往時の状態に戻そうとすることが御室としての自身の使命であるとして聖教整理に取り組んでいた。ただし、これらの整理は覚道の早世によって頓挫したとみられ、覚道没後は尊海が単独で整理作業を継続した。

尊海の整理は任助によってある程度継承されたようであり、『仁和寺御伝』など尊海が記したものを任助が加筆した聖教が確認できる。また、高野山や巖島などへ下向した折に聖教を書写・収集している⁴⁵。一方、任助の活動によって散佚した聖教もあったことはIIで述べた通りである。その後の聖教整理については、文禄二年以降の仁和寺恵命院亮淳が主導したものがあげられる。この整理には任助の後継者であった守理の動向が関係しているため、まずは状況について詳しく述べたい。

天正十二年（1584）十一月に任助が巖島で入滅すると、守理が名実ともに御室となった。ただし仁和寺内において、守理と僧綱・坊官を中心とする門跡組織との間には円滑な主従関係が構築されていたわけではなかったようで、豊臣秀吉が仁和寺宮の権威付けのために働きかけていたことが明らかにされている⁴⁶。こうした秀吉政権の後援も受けつつ仁和寺

宮として活動していたのであるが、守理は突如として仁和寺を退室する。顕證書写本の『仁和寺御伝』の守理の項には短く「依ニ非器—御退出云々」と記す⁴⁷。退出した日付は天正二十年九月十三日であった⁴⁸。その要因について『多聞院日記』同年同月廿日条では「京ノ御室ノ御所女犯無レ隠故、太閤ヨリ行儀曲事トテ可レ有ニ生害—之旨御下知、玄以法印分別シテ耳ヲ打、逐電行方不レ知、則時跡ヲ検断了、一円ニ相果サセラレ了云々」記している。つまり、守理は女犯を働いたことによって秀吉に処刑されそうになり、機転を利かせた前田玄以が事前にその事を伝えて逐電したことが事の顛末であった。御室が突如として追放される事態に、仁和寺内も苦慮しながら対処したとおもわれる。直後の文禄二年二月には、任助の弟子の中で最上臘であった亮淳が『仁和寺御伝』を纏めている他、同時期に「御経蔵聖教目録上」を⁴⁹、同年六月には仁和寺の最重要宝物を纏めて「師子函」として整理し、目録を作成している⁵⁰。こうした目録作成を含む仁和寺聖教などの整理は、突然の御室不在という事態に直面した結果、次期御室候補に円滑に相承できるよう考えられた対処策であったと考えられる。その後、亮淳を中心に仁和寺再興活動が展開され、慶長六年（1601）には入道覚深親王の入室を実現している⁵¹。続いて、覚深の伝法灌頂準備に伴う聖教整理作業が慶長十五年前後まで継続しておこなわれたとみられ、慶長十四年三月に「師子函」や重宝・聖教を入れる箱が複数作成され、御経蔵聖教などの箱として現存している⁵²。亮淳にはじまるこれらの整理作業は、次期御室である覚深へ御経蔵聖教を継承させるべく準備されたものであった。それと共に、亮淳による「師子函」や「御経蔵聖教目録上」という最重要宝物や聖教の整理は、後述する覚深・顕證による整理作業においても生かされている。このように、「密要抄」などの中世以来の整理に加え、近世初頭における御室を巡る事件に端を発した聖教整理が、近世前期の本格的な聖教整理事業へと繋がっていくのである。

慶長十五年に伝法灌頂を終えた覚深は、顕證などの寺僧らと共に聖教整理について本格的に乗り出す。この整理は、寛永七年（1630）の仁和寺堂舎再建と軌を一にするものであったのは先学が指摘する通りであるが、この聖教整理の方針を最も端的にあらわすのは高山寺の規則を定めた置文内にみられる高山寺聖教に対する取り決めであろう⁵³。置文の中では、散佚を防ぐために目録を作成したこと、毎年六月に虫払いをおこない目録と勘合すること、寺僧一臘・出世知事の両名で管理することなどを定めており、貸出に対しても厳しい原則を設けている。覚深は仁和寺に加え、同時期に高山寺・石山寺・神護寺などの聖教整理をおこなっており、共通の原則によって整理・管理されている可能性は高い。また時代は下るが、文化十四年十二月廿六日付の御経蔵開蔵折紙には宏鍊・亮謙といった寺僧の両名が入道済仁親王の隨身として蔵を開いており、持ち出した聖教をリストアップしている⁵⁴。こうしたことから、覚深の定めた聖教に対する規則は仁和寺と高山寺とであって

も基本的には同じであり、その後の御経蔵管理にも継承されていたとみられる。また、こうした御経蔵聖教の厳格な管理に伴い、当該期には経蔵への納入にあたって蔵印の捺印もおこなわれている⁵⁵。中世後期までに仁和寺を離れた聖教には額型印がみられないことから、この印は今日の御経蔵聖教の多くに捺印されている額型印であると考えられる⁵⁶。覚深・顕證による本格的な聖教整理以降、御経蔵聖教への捺印などの聖教管理の原則が近世を通じて継承されたとみられる。このように近世前期の聖教整理事業の実働を担ったのは顕證であるが、整理事業における覚深の意向や役割という部分についても今後注意を払う必要があろう。

以上みてきたように、中世後期から近世初頭にみられる聖教整理については、部分的におこなわれており、御室の早世などイレギュラーな事態によって中断されつつも、継承されてきた部分があった。また、近世初頭よりはじまつた聖教整理は、中世後期以来の混迷していた仁和寺の状況を克服しようとする寺院側の活動が継承されたものであった。

IV 御経蔵聖教と寛永文化

前述してきたように、仁和寺御経蔵を含む仁和寺聖教の再整理・収集が大きく進展するのが近世前期の顕證の時代である。御経蔵整理事業において顕證が果たした役割については最近明らかになりつつあるが⁵⁷、ここでは彼の交流関係や活動から見えてくる、御経蔵整理の一侧面について考察したい。

顕證は慶長二年（1597）に摂津国で生まれ、十八歳の時に仁和寺心蓮院へと入寺、その後は仁和寺再建事業で活躍した僧である。最終的に法住庵へと隠居し、延宝六年（1678）に入滅する。没後に編纂された『法住庵顕證上人伝』には、顕證は「仁和高山両寺經庫」について「無三一行不レ躅ニ其目一、無三一紙不レ取ニ其手一」であったほどに精通していたと伝える⁵⁸。実際に現存する聖教の多くが彼の手によって整理、書写、収集されている。御経蔵聖教については、寛永八年（1631）に顕證によって『仁和寺聖教惣目録』という目録が作成されているのであるが⁵⁹、この目録内に購入分聖教の項目がある点は注目される。

仁和寺を中心とした広沢流は既に中世前期の段階で非常に多くの僧に広がっており、それに伴って師資相承される聖教も拡散していった。例えば『密要抄目録』の写本の広がりをみると、既に中世前期に金沢文庫に所蔵されている系統本や、中世後期に内山永久寺蔵本を書写して大覺寺證菩提院に伝えられた系統本があったことがうかがえることはⅡで述べた通りである。こうした拡散した聖教は師資相承を通して現在まで脈々と継承されているものもあれば、他宗寺院・収集家・古筆商などに流出するものもあった。御経蔵に所蔵される『平台鈔 下』奥書には、「永享二年二月廿九日、薄様壳常阿持來、上下二帖買ニ-

留之一」とあり、永享二年（1430）に薄様壳の常阿から聖教を購入している⁶⁰。こうしたことから中世後期の段階より既に仁和寺関連の聖教などが巷に流出していたことをうかがわせる。これらが流出した経緯については不明であるが、Ⅱで述べたような鎌倉幕府滅亡や南北朝内乱の戦災などによって引き起こされたことが想定される。こうした14世紀初頭の戦乱の影響と比較すると、応仁・文明の乱以降の度重なる戦乱が仁和寺へ与えた被害は格段に苛烈であり、損失・流出した聖教も膨大であったことはⅡで述べた通りである。顕證はこうした大量に流出した聖教にも目を配り、その結果が先の御経蔵聖教の購入につながったと考えられる。そこで、外部に流出した仁和寺に関わる聖教について、いかなる交流関係のもとで顕證がこれらを把握していたのか考察してみたい。

仁和寺聖教に関わる顕證の動向については現存する聖教奥書よりうかがえ、高山寺や石山寺、金剛寺など仁和寺と関係の深い他の密教寺院において書写している。その他、仁和寺には『顕證日次記』（以下、『顕』と省略する）という自筆日記が残っており、これを辿ることで顕證の活動をある程度把握することができるのであるが、そこには古筆に関わる記述が多いことに気づく。『顕』慶安五年十一月十九日条には、「昨晚南都到来古筆数通井文右衛門所持被見了、武公両家并僧状等有レ之、此内西光一紙有レ之、奇代也」とあり、南都より到来した井上文右衛門が所持していた古筆数通を拝見している。『顕』承応二年閏六月廿三日条には「昨夕善左エ門為レ使、井文右遣古筆返遣了」とあり、南都に拠点があったとみられる井上文右衛門と古筆を含めたやり取りを頻繁におこなっている。

古筆を介した交流関係は他にも多く確認できる。『顕』承応二年正月廿三日条に「今日石川宗無江光巖院勅書篤(ママ)朝臣医療古書也、被レ遣了」と記されており、茶人石川宗無と交流している⁶¹。『顕』承応二年六月廿九日条には「今日糸ヤ十右衛門古筆為レ拝登山了、当坊手鏡一覧了」と記されており、豪商打它公軌が隠遁する驚月庵を訪れ、古筆を通じて交流を深めていた様子がうかがえる。その他、前田利常や芳楊軒阿證（佐竹義直、後の仁和寺尊寿院院主）とも古書・古筆などを介して交流している⁶²。また、寛永文化の諸相を把握する上で重要な史料である『隔菴記』の作者鳳林承章と仁和寺心蓮院において初めて対面した際、顕證は古筆屏風を披露している⁶³。顕證が当時の文化人と相対する際には、やはり古筆を介した交流であった可能性が高い。

以上のように、顕證は大名や畿内の有力商人と古書・古筆などを通した繋がりがあったことがうかがえるのであるが、寛永文化に内包される古筆鑑賞・収集という文化活動を通じて、寛永文化の担い手たちと交流を重ねていたことが想定される。ただし、こうした顕證の活動は単なる文化活動であったのであろうか。Ⅲで述べた高山寺の覚深置文内には「於レ是近又不法之輩窺ニ-出先徳之筆迹-、備ニ世俗之所弄-」という一文がみられるのであるが、ここから当時古筆鑑賞や収集の流行によって、高山寺聖教から古筆が流出する事

態にあったことがうかがえるのである⁶⁴。こうした当時の状況を踏まえるならば、古筆に関わる顕證の活動は単なる文化活動に留まるものではなく、流出する聖教への目配りという側面があったのではないか。

では、寛永文化の担い手たちとの交流は、顕證が御経蔵聖教の整理・収集活動をおこなう中でどのような役割を果たしたのであろうか。前述した寛永八年目録の表紙見返しには顕證の次のような墨書がある。「一、当門御聖教并靈宝等目録嵯峨隅藏与一所ニ持之云々、可レ令レ求レ之、若可レ令ニ写給」とあり、当時嵯峨に寓居していた角倉素庵が仁和寺に関わる聖教や目録を所持していることを聞きつけている。角倉素庵は寛永文化の担い手の中核であり、顕證が交流していた他の担い手たちとも交流がある人物である。顕證自身と角倉素庵の直接的な交流は管見の限り確認できないが、顕證の古筆などを通じたネットワークがこうした仁和寺関連聖教を求める際にも生かされたものと考えられよう。また、同じ目録の寛永十三年十二月十八日購入分聖教の項目には「大和国より持来云々、西大寺諸國坊本也、彼寺本照上人廣澤受法人也、仍彼処當流聖教于レ今數多在レ之也聞了」との朱筆書があることから、大和国での購入分であり、他にも西大寺には広沢流の聖教が数多くあることを聞き及んでいた。『顕』同年同月条に購入に関する記事が見当たらず詳細は不明であるが、南都と関わりのある井上文右衛門やその他の収集家たちとの交流があったことは、流出聖教の情報収集にあたってプラスに働いたとみられる。

こうした交流や情報をもとにした流出聖教への目配りは顕證のみに留まるものではない。前述の寛永八年目録の表紙見返しには「一、洛中寺町日蓮党寺当寺法花印本有レ之、經裏多分寛性親王御筆也、少々國師僧正禪助筆有レ之、寛永十三年夏目医師住城坊法眼令レ掛ニ御目一了、雖レ為ニ御所望一、日蓮上人筆可ニ贖申一之由間、不レ及ニ御力一被ニ返進一了」との墨書もある。「洛中寺町日蓮党寺」が指す日蓮宗寺院は京都寺町の本禪寺であると考えられ、当寺には寛性法親王書状や禪助書状などを紙背に用いた重要文化財「寛性親王御消息翻摺法華経」八巻が現存していることから同一寺院とみて間違いない。また、「目医師住城坊法眼」については、天正年間に住城房の号を持つ法華僧が目医として活動しており⁶⁵、同時期には本禪寺寺代として住城房が確認できる⁶⁶。顕證が記す「目医師住城坊法眼」も目医師を生業とする本禪寺僧であったと考えられる。そしてその住城坊が披露した相手について顕證は「令レ掛ニ 御目一了」と記す。仁和寺聖教を所望し、顕證が欠字でその行動を表す人物は覚深を置いて考えられない。つまり、本禪寺僧が覚深へ流出聖教を披露した際の出来事を記しているとみられ、覚深はこの妙法蓮華経を入手しようとしたものの日蓮自筆の聖教との交換が条件であり、断念したことが記されているのである。

従来、仁和寺と寛永文化との関係について、御室窯を開いた野々村仁清や仁和寺堂舎再興に関わる障壁画作成などの面からは多分に言及されてきた⁶⁷。こうした点に加え、古筆

鑑賞や収集を通じて顕證は寛永文化圏の中で交流があり、その関係性は御経蔵整理と密接なものであったといえよう。

V 近世に成立した仁和寺御経蔵目録の諸相

次に、主に近世における聖教整理がどのような過程を辿ったのか、仁和寺に現存する目録を比較検討しながら考察する。近代以降の仁和寺御経蔵の本格的調査については、大正十年に財団法人啓明会の助成金を元に高楠順次郎氏によって寺院聖教調査がおこなわれたことが最初である。その後、昭和三十三年に奈良文化財研究所が改めて悉皆調査を開始して非公開目録を作成し、1998年以降『仁和寺史料 目録編〔稿〕』として刊行中である。ただし、御経蔵の全体像を公表した研究はIで述べた科研研究成果報告書内にある綾村宏氏・月本雅幸氏の両論文が嚆矢である⁶⁸。この両論によって御経蔵の全容と共に初めて示されたのが御経蔵聖教の管理のために近世に作成された目録の存在である。近世には四種の御経蔵目録が作成されている。これらの目録の変遷については月本・阿部・朝川各氏によって既に様々な見識が示されているが⁶⁹、まずは成立年代順に上記目録の詳細について示した上で、改めて考察したい。また、現存の御経蔵の各函が各々の目録上にてどのように確認できるか対照した表を本稿末に付した（表1）。

①『御聖教惣目録』（御経蔵番外1函74号 ※表1および以下では①目録と表記。）

この目録は、寛永八年六月に顕證によって編纂された目録である。近世初頭の仁和寺堂舎再建と連動して御経蔵などの文化財整理・収集がおこなわれていたことが指摘されているように、近世初頭における仁和寺の文化財整理事業を象徴するものの一つである。最近では、朝川氏によって顕證の事跡と共に現在の御経蔵と比較して検討がなされている⁷⁰。表題に「惣目録」と記されているように、聖教のみならず仏像なども含めた仁和寺内の文化財全体の目録となっている。以降の目録とは異なり、各箱には漢数字が付番されており、「第廿八箱」まで続く。その後は、「目録外」やIVで述べた購入分などが立項されている⁷¹。その後の目録で各箱の名称に①目録の番号を用いているものはないが、聖教の端裏などにはこの目録の番号とおぼしき記載がみられる聖教もある。例えば、御経蔵79函1～4号の「心經秘鍵」の端裏書には「第十六箱」とあるが、これは①目録に基づいた表記とみられる。また、①目録の第十九箱追記分には、寛永十一年十月二日に額安寺住僧本を御経蔵に奉納したと顕證が記していることから、目録作成以降も聖教は順次追加されていた。

②『仁和寺御聖教目録』（御経蔵番外1函65号 ※表1および以下では②目録と表記。）

奥書に元禄十四年（1701）とあることから、この時期に作成された目録と考えられる。また「御聖教六拾八箱之目録也」と記されており、この段階で御経蔵は68箱となっていた

とみられる。②目録では箱番号は付されず箱の中身に即した名称を項目に用いている⁷²。表1をみると、これらの名称が現存する各箱の名称の基となっている。また、大分類として「○」・「□」・「△」を用いるが、これらの対応関係については今のところ不明である。

③江戸時代中期目録（御経蔵番外1函1～60号 ※表1および以下では③目録と表記。）

冊子状の①・②目録と異なり、続紙に記された目録で六十紙に及ぶ。基本的には一函分の目録が一紙に記されるが、一紙に複数函の目録が記される場合もある。年月日等の記載が無いため月本氏は④目録の前に作成された目録と想定している⁷³。後述する④目録の項目にはこの目録とおぼしき「目録五十九紙」がみえることから、月本氏の想定で問題ないとおもわれる。この目録より「佛」・「蓮」・「金」の分類が確認できるが、これは胎藏界の三部（佛蓮金）を分類として用いていると考えられる。

④『聖教目録甲乙丙』（御経蔵157函43号 ※表1および以下では④目録と表記。）

本目録は、入道深仁親王主導のもと、寛證・禪證によって整理されており、目録内の奥書には安永五年（1776）に御経蔵目録を含めた六種の目録を完成させたことを記す。阿部氏論文ではこの目録について、『昭和法宝目録』に翻刻されていることを指摘すると共に、目録に記された構成から現在の御経蔵の大部分がこの段階で形成されていたことを指摘する⁷⁴。表1より現在の御経蔵と本目録とを比較すると、おおよそ109函までの御経蔵聖教と本目録に掲出される聖教の一一致率は高く、この見解は首肯される。また、この目録は甲・乙・丙とあるが、これはあくまで目録冊子の分類であり、御経蔵自体の分類ではない。なお、御経蔵の中には塔中蔵より移されたものがあるが、塔中蔵の分類には甲・乙を用いている。この分類が端裏書などに記されている聖教があるが、本目録の分類と混同しないよう注意が必要である。分類については、③目録と同様に「佛」・「蓮」・「金」の分類を用いるが、聖教函の増加に伴うものか③目録の分類とは対応しない部分も多い。また、④目録での以上の分類は現在の聖教函の正面右上などに貼付される表記と対応関係にある⁷⁵。

この他、表1では高楠順次郎氏調査の際に貼付したラベルについても掲出した。この調査は仁和寺のみならず東寺觀智院・石山寺・西大寺など複数の寺院でおこなわれ、それぞれ目録が作成されたようであるが、現在は東寺觀智院調査の目録を除き所在不明である⁷⁶。そのため、調査内容についても不明であったが、表1に示したラベルの有無より、高楠氏の調査した御経蔵聖教函がある程度明確になった⁷⁷。

以上が①～④目録の概要である。①から④に至るまで、分類や函名称の制定など、段階的に整理されていったことがうかがえよう。表1ではこれらの諸目録にみられる各函の分類および現在の御経蔵の分類を対照させ、①目録から現在に至るまでどのような変遷を経て御経蔵が形成されていったのかある程度可視化することができた。まず、①目録については、「密要抄」目録など中世以来の目録を継承している部分と顯證によって新規に整理

された函が現在の分類においてどの函にあたるのか明確となった。また、②以降の諸目録とも比較対照することで、顕證の整理以降、どの段階で追加された函がある程度判別できた。加えて、表1をみると、現在の109函までについては④目録と多くが一致するが、これは①～③目録に比べて成立が最も新しいことも関係しているとおもわれる。こうした目録の作成時期を踏まえるならば、②目録の時点で既に現在の分類の大枠が形成されていることは注目される。②目録が作成された元禄十四年段階での御室は入道寛隆親王であるが、同時期に朝廷への仁和寺一切経目録の叢覧や仁和寺靈宝の拝観規程を変更するなど聖教整理・改変をおこなっており⁷⁸、②目録の作成も寛隆が主導した可能性が考えられよう。なお、110函以降については近世段階ではほとんど目録にはみられず、箱の墨書や聖教の蔵印から諸院家にあったことが想定される。110函以降の整理過程については近代の整理作業を検討する必要があるが、これについては今後の課題である。

以上、近世の諸目録を現在の御経蔵の分類と対照することで、近世以降おこなわれてきた御経蔵整理がどのような段階を経て形成されてきたのか、ある程度明らかとなった。ただし、各函の分類という大枠のみを検討するにとどまっている点や、各目録にみえる聖教の名称と現在御経蔵にある聖教が同一のものである確証が得られなかつたものもある点など、課題も多い。これらの点については、各函ごとや個別聖教の更なる調査研究によって解消していくものと考えられる。

VI おわりに

以上、御経蔵の展開過程について考察してきた。仁和寺は中世後期から発生した度重なる戦乱によって荒廃し、比例して多くの聖教などを失っていた。また、時々の御室によって聖教整理が成された。ただし、中世後期については度重なる戦乱や後継者の早世といったイレギュラーな事態が頻発したことによってそれらの作業が円滑に果たされたとは言い難かったが、部分的に継承されたものもあった。こうした中で近世前期に覚深が仁和寺の再興と共に、仁和寺聖教の規則を明文化し、仁和寺が所蔵する諸々の文化財の中に御経蔵を位置付けていた。また、覚深の聖教整理という要請に対し、幅広い見識を有していた顕證がそれに答えたのである。ただし、戦乱が続いた中世と異なり、寛永文化の高まりによって古筆として聖教などが流出する事態に直面していた。顕證はこうした寛永文化の担い手たちと古筆鑑賞を通じて交流し、一方で仁和寺に関わる流出聖教の情報を収集していたことが明らかとなった。こうして形成された御経蔵聖教が、近世の歴代御室やそれを支えた寺僧らによって整理・改変された様子が各目録を比較検討することで看取できた。

一方で課題も存在する。それは仁和寺が所蔵される御経蔵以外の文化財である。特に、

現在の御経蔵聖教と対応関係にあるのが、塔中蔵聖教である。近世中期頃までは仁和寺御室の聖教である御経蔵と諸院家が所蔵する聖教である塔中蔵に分類されていたのであるが、近世中期頃以降になると塔中蔵から御経蔵に移されている聖教が確認できる。また、近世後期や明治時代になると、立ちゆかなくなる院家も発生し、それらの聖教が御経蔵に納入される場合もあった⁷⁹。こうした聖教群が御経蔵110函以降の聖教であると考えられるが、塔中蔵聖教との比較検討も含めて考察することができなかった。今後は塔中蔵聖教なども包括した聖教全体の考察を通して御経蔵がどういった聖教群であるのか更なる考察が必要であるが、この点については後考を俟つつ、本稿を擱筆する。

謝 辞

本稿に引用した仁和寺所蔵史料・吉川史料館所蔵史料の閲覧について、仁和寺管財課朝川美幸様、吉川史料館原田史子様・小笠原美里様に数々のご高配を賜った。また、『仁和寺史料 古文書編二』の人名比定については、東京大学史料編纂所末柄豊様よりご教示いただいた。記して感謝申し上げる。

註

- 1 調査の詳細については、月本雅幸ほか 2001『平成9~12年度科学研究費補助金基盤研究(A)(1)「真言宗寺院所蔵の典籍文書の総合的調査研究—仁和寺御経蔵を対象として—(研究代表者:月本雅幸)」研究成果報告書』参照。
- 2 「密要抄」については、永村眞 1997「聖教」の相承—守覚法親王草「密要鈔」を素材として—』『醍醐寺文化財研究所研究紀要』16号、阿部泰郎・山崎誠編 1998『守覚法親王と仁和寺御流の文献学的研究』 勉誠社、を参照。「紺表紙小双紙」については、仁和寺紺表紙小双紙研究会編 1998『守覚法親王の儀礼世界—仁和寺藏紺表紙小双紙の研究』 勉誠社を参照。また、前掲註1研究成果報告書内の山本真吾・土井光祐・矢田勉「守覚法親王関係典籍」という論稿において、「秘抄」・「尊法私注」についても考察がなされている。
- 3 これまでに、月本雅幸 2001「仁和寺御経蔵典籍文書について」(前掲註1研究成果報告書)、綾村宏 2001「仁和寺の略史と經蔵・宝藏」(前掲註1研究成果報告書)、阿部泰郎 2001「仁和寺御経蔵—御室法親王の夢の結晶—」『文学』5・6月号、朝川美幸 2021「近世仁和寺典籍・聖教成立の一側面—顕證の記録から」『密教学研究』53などがある。
- 4 横内裕人 2008「仁和寺御室考—中世前期における院権力と真言密教」『日本中世の仏教と東アジア』 塙書房、初出1996年。
- 5 福島金治「仁和寺御流の鎌倉伝播」(前掲註2 阿部泰郎・山崎誠氏編著)、永井晋 2006「熙允本『甫文口伝鈔』紙背文書について」『金沢北条氏の研究』 八木書店、初出2002年。
- 6 奈良国立文化財研究所編 1964『仁和寺史料 寺誌編一』 吉川弘文館。
- 7 横内裕人 2008「仁和寺と大覚寺—御流の継承と後宇多院」『日本中世の仏教と東アジア』 塙書房、初出1998年。
- 8 大田壮一郎 2014「室町殿の宗教構想と武家祈禱」『室町幕府の政治と宗教』 塙書房、初出2004年参照。

9 例えば、中世前期には仁和寺真光院が相承した大伝法院座主職も、南北朝時代を契機として醍醐寺三宝院の所職となっている。詳細については、拙稿 2017「南北朝・室町期における醍醐寺三宝院と根来寺」『ヒストリア』265参照。東寺長者をめぐる御室の状況については、西尾知己 2017「南北朝期から室町期の東寺長者と三宝院門跡」『室町期顕密寺院の研究』 吉川弘文館、初出2013年を参照。

10 武内孝善 1993「東寺觀智院金剛藏本『真言付法血脉仁和寺』」『高野山大学密教文化研究所紀要』6。

11 前掲註5福島氏論文参照。

12 「當流相承法門事」(仁和寺御経藏第69函40号)。翻刻文は前掲註1阿部泰郎・山崎誠氏編著史料編に収載されている。

13 高楠順次郎編 1934「御室御本御聖教目録」奥書『昭和法宝総目録』第三卷。大覚寺西輪院光賢が内山永久寺へ下向するのは正平七年前後であり、光信が没するのが応永二年のため、この間にあたる南北朝後期に書写されたと考えられる。

14 他方、戦乱によって仁和寺へ加わった宝物もあった。蓮華王院宝蔵の宝物群である。観応年間前後、既に琵琶（銘「牧馬」）などが蓮華王院宝蔵から紛失しており（『園太曆』正平六年十二月廿二日条）、宝蔵管理に問題を抱えていた。また、観応の擾乱によって京都が主戦場となり、管理者であった北朝天皇が洛中を離れることも多かったこの時期、仁和寺には禁裏典籍が一時的に預けられていた（田島公 2006「中世天皇家の文庫・宝蔵の変遷—蔵書目録の紹介と収蔵品の行方—」田島公編『禁裏・公家文庫研究 第二輯』思文閣出版）。預けられた場所については「仁和寺」とのみ記載されるが、禁裏の文物という性質から仁和寺宝蔵であろう。

これらの宝物が仁和寺宝蔵へと移転した時期については、小川剛生氏は『管見記』紙背文書より文和～延文年間と推定している（小川剛生 2006「宮内庁書陵部藏『叙位儀次第』（管見記第五軸）紙背文書について」（上記田島編書所収））。『後常瑜伽院御室日記』応永九年四月条より、移管された蓮華王院の宝物に関して入道尊朝親王が目安を作成していたことが判明しているが（村山修一 1976「史料集3 後常瑜伽院御室日記」『古代仏教の中世的展開』法藏館）、尊朝の活動時期と移管された文和～延文年間という時期が一致すること、京都攻防戦で不安定な状況が続いている時期でもあることから、この段階で移管された可能性は極めて高いとおもわれる。

当時、蓮華王院宝物は禁裏の他にも上皇なども借り出せたとみられ、崇光上皇が一部の宝物を借り出していたようである。ただし、借用したまま年月が経ち、「少々焼失」してしまったという（『看聞日記』応永二十七年二月廿二日条）。このことは応永八年（1401）に崇光上皇の居所であった伏見殿の焼失を指しているとみられ、そうであるならば、『後常瑜伽院御室日記』応永九年四月条にみえる足利義満による蓮華王院宝蔵に関する照会は、崇光上皇借用分宝物の焼失に関連すると考えられよう。また、貸し出した宝物が一部焼失したという出来事以降、禁裏以外は持ち出せないという規程が制定されたようである。叔父の仁和寺相応院弘助法親王を介して借用しようとした伏見宮貞成親王はこの規程を盾に借用を謝絶している（上記『看聞日記』同日条参照）。ただし後年、貞成の子息が後花園天皇として即位以降、天皇が借用した宝蔵絵を又貸しする形で宝蔵絵を閲覧している（『看聞日記』永享六年十一月八日条）。こうしたことから、サントリー美術館蔵「放屁合戦絵巻」の貞成親王自筆奥書等にみられる「御室絵」という表記は、本来であれば宝蔵絵を閲覧することができなかつた貞成が、御室から禁裏経由で借り出した宝蔵絵を便宜的に「御室絵」と記した可能性も考えられよう。

- 15 横内裕人 2017「仁和寺御室論をめぐる覚書—研究史と研究展望」永村眞編『中世の門跡と公武権力』 戻光祥出版。
- 16 『看聞日記』永享六年五月十六日条。
- 17 前掲註15論文参照。
- 18 『大乗院寺社雜事記』文正元年九月十日条。
- 19 『大乗院寺社雜事記』文正元年十二月廿八日条。
- 20 応仁元年十月十四日入道静覺親王書状（仁和寺聖教箋函無番号）。
- 21 『宣胤卿記』文明十二年二月。
- 22 『密宗年表』では高野山光台院へ隠居し、その地で入滅したとしているが、実際には洛中で活動していたことが確認できる（『実隆公記』明応七年十二月二十九日条等）。ただし、高野山光台院は中世後期の段階でも御室との繋がりがあったようであり（『後常瑜伽院御室日記』永享五年閏七月条）、静覺の法号も高野山に隠居した覚法法親王にちなみ「後光台院」と追号されていることから、光台院に一時的に滞在していたことは事実であろう。
- 23 『山科家礼記』文明三年十二月廿日条。
- 24 『和長卿記』明応十年二月廿二日条。
- 25 前掲註15論文参照。『実隆公記』明応七年十二月廿九日条によれば、静覺が盜人によって傷を被るという危機的状況が発生し、急遽尊海への御流相承と後継者の皇子へ相承することを定めた静覺書状（仁和寺御経蔵76函1号）が作成され、同日に尊海は三条西実隆へこの書状を披露している。これは尊海が御流を一時的に継承することについて、実隆を介して後土御門天皇側のコンセンサスを得ようとした動きであると考えられる。なお、尊海の事跡については鶴崎裕雄 1984「真光院尊海と『あづまの道の記』について」『國文學』61を参照。
- 26 奈良文化財研究所編 2020『仁和寺史料 古文書編二』222号 吉川弘文館。なお、本文書の文書名および傍注を失考した。「仁和寺先門主二品宮」には入道承道親王、「新御室」に入道静覺親王という誤ったものを付しているが、正しくは「仁和寺先門主二品宮」が入道静覺親王、「新御室」は入道道永親王である。記してお詫び申し上げる。
- 27 『言国卿記』明応三年九月十四日条。
- 28 『親長卿記』明応三年十月廿七日条。
- 29 『実隆公記』永正元年二月三日条等。尊海が三条西実隆を介して後継者探しに腐心していた様子がうかがえ、実隆の尽力もあり覚道の入室が決定した。前掲註25でもみたように、両者の関係は当該期における仁和寺・朝廷間の合意形成を取り持つ役割を果たしていた。
- 30 尊海宛に出されたとみられる（天文二年）九月廿九日三条西公条書状（仁和寺箋函五、72号）に「門主御入室事、年中急度相調候様、可レ有レ申ニ御沙汰-由内ニ 叡慮之趣候」と記されていることから、この時期までには後継者について朝廷側へ照会していたことがうかがえる。また、前掲註25・29で確認したような尊海と三条西実隆との関係性は実隆の息子公条が引き継ぐ形で継続していたとみられる。
- 31 なお、この間の御室もしくは仁和寺経営のトップについては大覚寺義俊が一時的に兼帶していた可能性がある。天文三年に門主入滅により無住となっていた仁和寺上乗院門跡が大覚寺の兼帶となっている（内閣文庫『諸家文書纂』十四）。これに伴って上乗院の兼帶であった太秦広隆寺別当も併せて兼帶していることが『廣隆寺別當補任次第』（林南壽 2003『廣隆寺史の研究』 中央公論美術出版所収）より確認できるのであるが、そこでは義俊のことを「大覚寺御室御兼務」と記す。

- 32 『言継卿記』永禄十二年七月三・四・七日条。
- 33 『大日本史料』第十一編之八 p.30。
- 34 杉山信三 1981「仁和寺の院家建築」『院家建築の研究』 吉川弘文館。
- 35 前掲註25の『実隆公記』明応七年十二月廿九日条によれば、静覚は「故女院御所」に「御座」していたという。この「女院御所」とは「土御門里内北門前、伏見宮南」にある「元嘉楽門院御所」を下河原門跡へと転用した場所であった(『続史愚抄』明応元年七月廿日)。
- 36 『宗賢卿記』文明四年八月十七日条では道永の入室の様子を記すが、親王宣下の宣旨を持参した場所は「以ニ真光院借住之在所」を「被レ模ニ門跡」しており、その場所は「右京太夫屋形内」であったとしている。また、「仁王経表白」(仁和寺塔中蔵43函、57号)の奥書に「文明二稔孟冬初四日ニ於細河亭—馳ニ短筆—畢 権大僧都禪済」と記しており、これ以前に借住していた可能性が高い。更に「令旨引付」(仁和寺御経蔵95函2号)には、仁和寺摩尼珠院禪済の「於ニ細川殿屋形—転衆」に際する文書が文明六年十二月廿八日に発給されていることから、少なくとも文明二年から文明六年まで細川勝元邸に道永の御所があった可能性がある。
- 37 『大日本史料』第九編之六 p.502。
- 38 恵助は『大乘院寺社雜事記』文明九年六月十六日条、尊海は前掲註26鶴崎論文を参照。
- 39 『大日本古文書 吉川家文書追加』一号。譲与された背景については河合正治 1961「吉川元長の教養」『芸備地方史研究』36号を参照されたい。
- 40 「無銘」(仁和寺塔中蔵44函19号)奥書に「右法則集者 嶽島御室御伝本也、為ニ秘藏—之間 不レ可ニ他出—者也、天正拾貳〈甲/申〉季八月廿一日書写」とあるが、同年八月には既に任助は安芸国にいたとみられることから、秘藏の聖教を携えて下向していたことになる。
- 41 前掲註1参照。
- 42 阿部泰郎 2001「守覺法親王と「密要抄」」(前掲註1阿部泰郎・山崎誠氏編著)。
- 43 室町期における貴種払底の状況や猶子の認識に関しては、高鳥廉 2021「足利將軍家子弟・室町殿猶子の門寺院入室とその意義」『史学雑誌』130巻9号、相馬和将 2021「中世後期の猶子入室と門主・出身家門・室町殿」『史学雑誌』130巻9号を参照。
- 44 仁和寺御経蔵108函4号。
- 45 『大日本史料』第十編之八 p.356。
- 46 伊藤真昭 2000「京都の寺社と統一政権」『京都の寺社と豊臣政権』 法藏館、初出1998年。
- 47 奈良国立文化財研究所編 1967『仁和寺史料 寺誌編二』 吉川弘文館。当該史料は尊海が作成した後、任助が加筆し、更に文禄二年二月に恵命院亮淳が加筆している。
- 48 『華頂要略』門主伝第二十四、天正二十年九月十三日条。
- 49 仁和寺御経蔵番外1函62号。表書には顕證によって「目六下帖紛失」と記されていることから、「御経蔵聖教目録下」については近世前期には紛失していたとみられる。
- 50 仁和寺御経蔵157函8・9号。
- 51 『義演准后日記』慶長三年八月廿七日・九月六日条。
- 52 覚深の灌頂の際に作成されたとみられる聖教箱について、纏めて撮影したものを本書カラー図版PL.8に掲載した。
- 53 高山寺典籍文書総合調査団編 1975『高山寺古文書』271・272号 東京大学出版会。この置文の内容や位置付けについては奥田勲 1980「高山寺経蔵の室町・江戸時代の典籍について」高山寺典籍文書総合調査団編『高山寺典籍文書の研究』 東京大学出版会参照。
- 54 仁和寺御経蔵157函13号。

- 55 『顕證日次記』寛永十九年四月十四日条に「今日新板聖教等御經藏へ押印—納了」とある。
- 56 前掲註39の任助が譲与した法華經は、重要文化財「紙本墨書細字法華經」として吉川史料館に現存しており、中世後期には御經藏の前身に納められていた履歴が想定される貴重な聖教である。筆者は原史料を閲覧し、額型印などの押印がみられないことを確認した。なお、額型印については、久保智康・朝川美幸 2017『もっと知りたい仁和寺の歴史』 東京美術を参照。
- 57 前掲註3朝川氏論文参照。
- 58 仁和寺塔中蔵139函16号。
- 59 仁和寺御經藏番外1函74号。詳細は前掲註3月本・朝川氏論文および本稿Vも参照。
- 60 『平台抄』(仁和寺御經藏96函8号)。
- 61 江岑宗左が記した茶会記に数多くみられる人物であるが詳細不明。石川貞清の子孫か。
- 62 『顕』承応元年十月廿四日条など。
- 63 『隔震記』慶安三年閏十月八日条。顕證の交流関係については、師である仁和寺心蓮院宥嚴の人脈を含めて考える必要があるが、この点は今後の課題としたい。
- 64 前掲註53史料、271号。
- 65 『兼見卿記』天正六年正月四日条。
- 66 天正七年十二月十六日京都諸寺定条々（頂妙寺文書編纂会編 1987『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類』二巻9号 大塚巧藝社）。
- 67 前掲註56著書参照。
- 68 前掲註3綾村・月本氏論文参照。
- 69 前掲註3月本・阿部・朝川氏論文参照。
- 70 前掲註3綾村・月本・朝川氏論文参照。
- 71 本目録の分類については、当初は漢数字による付番であったとみられるが、後に各箱の中身に即した名称を付けており、第一箱から第三十箱までの見出しを目録第一紙裏に記載している。これらの記載の詳細については前掲註3朝川氏論文参照。
- 72 ただし、一部の箱の名称については既に①目録に示されている。詳細は前掲註74参照。
- 73 前掲註3月本氏論文参照。
- 74 前掲註3阿部氏論文参照。
- 75 現在の御經藏聖教函については、本書カラー図版PL.9（上）に掲載した。
- 76 月本雅幸 2005「西大寺聖教について」佐藤信編『西大寺古絵図の世界』 東京大学出版会年）、上島有 1998「觀智院金剛藏聖教について」『東寺・東寺文書の研究』 思文閣出版参照。
- 77 この他、高楠氏調査についてはその調査期間や調査者についても不明であったが、当時の仁和寺寺務所日誌より、大正十年七月十五日～同年八月三十一日、同年十二月二十六日～大正十一年一月十一日、同年十二月二十三日～大正十二年一月十五日の期間に実施されていたことが判明した（仁和寺所蔵『日誌』〔自大正十年五月一日至全十二年一月三十一日〕）。また、高楠順次郎氏の他、中野義照氏や松永有見氏が参加している（同上『日誌』大正十年十二月三十日・大正十一年一月四日条）。日誌には「高楠博士ハ本日正后ヲ以テ一時切上げ帰東セラル」と記してあることから（同上『日誌』大正十二年一月十五日条）、この時点では未だ調査途中であった。調査期間の間隔から推測するに、翌十三年初頭に次回調査を予定していたとみられるが、同年九月に関東大震災が発生する。前掲註76上島氏論文によれば、震災によって高楠氏の調査記録は消失したらしい。加えて、これ以降高楠氏調査の記載は日誌からも確認できなくなることから、高楠氏による仁和寺聖教調査は途中で中断したと考えられる。

78 前掲註47史料参照。

79 前掲註3朝川氏論文参照。

挿図出典

カラー図版PL. 8、9 : 2022年10月28日、仁和寺にて奈良文化財研究所撮影

表1 仁和寺御経蔵諸目録にみえる各函名称の対照表〔稿〕

函番号	奈文研作成目録	高橋調査	④目録	③目録	②目録	①目録	備考
番外1函 目録		×	丙-金 目録	金 目録 (46号)	△目録 諸作諸寺	(木母一合)	
1函 顯經一	一	丙-金 顯經 梵網	(記録本要 金 顯經梵網 蓮澤見 (37号))	△梵網經一箱			
2函 顯經二	二	丙-金 顯經	金 顯經 (38号)	□顯經			
3函 顯經三	三	丙-金 顯經 法花	金 顯經法花 金 尺譜 (47 号)	△法花一箱			
4函 顯經四	四						
5函 顯經五	五						
6函 密經一	□(七か)	丙-金 密教	佛 密教 (12号)・(記録本 要 金 顯經梵網 蓮澤見 (37号))	△密教	第十五箱		
7函 密經二	八		佛 本經 甲第一 (5号)				
8函 本經	△	甲-佛 本經	佛 本經 甲第一 (5号)	△本經	桐箱一合		
9函 小本之経	十	甲-佛 小本経	佛 小本之経 (24号)	△小本経			
10函 仁王経	六						
11函 御作分甲	十一	甲-佛 御作分	佛 御作分 佛 大疏 (26号)	○十住心論一箱	(第十六箱)		
12函 御作分乙	十二	甲-佛 御作分	佛 御作分 佛 大疏 (26号)	△御作分	(第五箱)		
13函 灌頂甲	十三	乙-蓮 灌頂甲	佛 灌頂 (10号)	△灌頂	(第八箱)		
14函 灌頂乙	十四	乙-蓮 灌頂乙					
15函 灌頂丙	十五						
16函 灌頂丁	△	(乙-佛 灌頂甲)		(△灌頂)			
17函 灌頂	△						
18函 灌頂結縁受明	△						
19函 野沢灌頂式	十九	乙-蓮 灌頂式野沢	佛 灌頂式野沢 (53号)	△灌頂式	第七箱		
20函 御甲	廿		佛 御甲 (59号)				
21函 御乙	廿一		佛 御乙 (60号)			箱に「心蓮院」の墨 書。	
22函 新写	×	乙-蓮 新写 安流	新寫 安流 (18号)				
23函 常流	廿三	乙-蓮 常流	蓮緣起 金 花康秘 金 常 流 (28号)	△常			
24函 康秘・花	廿四	乙-蓮 花康秘	傳抄 蓮尊秘 金 寸秘 西 (22号)・蓮緣起 金 花康秘 金 常流 (28号)	□花 康秘	(第十九箱カ)		
25函 竹	△			(△竹)			
26函 西院一	△	乙-蓮 西	傳抄 蓮尊秘 金 寸秘 西 (22号)		(第十九箱カ)		
27函 西院二	△	(乙-蓮 西院新写カ)					
28函 西院灌頂式	廿□						
29函 伝小巻	廿九	乙-蓮 傳小巻	蓮 傳小巻 (25号)	○△傳法院方小卷 物	(第十八箱)		
30函 伝抄	△	乙-蓮 傳抄	傳抄 蓮尊秘 金 寸秘 西 (22号)	△傳鈔	(第十八箱)		
31函 伝下	△	乙-蓮 傳		△傳流	第廿三箱・ (第六箱)		
32函 保甲上	卅二	乙-佛 澤見甲		(△澤見甲)・(△ 保丙)・(保乙)			
33函 保甲下	卅三	乙-佛 澤見甲	(記録本要 金 顯經梵網 蓮澤見 (37号))	(△澤見甲)			
34函 保乙	卅四	乙-佛 保乙	(記録本要 金 顯經梵網 蓮澤見 (37号))				
35函 保丙	卅五	乙-蓮 保丙					
36函 保丁	×						

函番号	奈文研作成目録	高橋調査	④目録	③目録	②目録	①目録	備 考
37函	伝受記	卅六		蓮 傳授記 (58号)	△傳授記	第十三箱	同函39号は①目録第十三箱に収載。
38函	尊法	×	乙-蓮 尊法	金 尊法 (52号)	□尊法	(第十箱カ)・(第十七箱)	
39函	尊法野沢	×		金 尊法野沢 (51号)	△尊法野沢	第十七箱・第廿一箱	同函172~220号は①目録第廿一箱収載の全聖教と一致する。
40函	尊法真秘	×	乙-蓮 尊秘		△真秘	第一箱・(第十三箱)	同函90号は①目録第十三箱に収載される真光院旧蔵聖教。
41函	尊秘甲	×	乙-蓮 尊秘				
42函	寸必乙	×	乙-蓮 尊秘		△尊秘		
43函	真秘新寫	×			□真秘新寫		
44函	尊法野月三	×	乙-佛 尊法野月三抄	佛 尊法野月 (27号)・(佛尊法野月 佛 尊法野月三抄 (57号))	□尊法・(△尊法野月地)	第十二箱・(第廿箱)	
45函	尊法野月 地二	×	乙-佛 尊法野月地	佛 尊法野月 佛 尊法野月三抄 (57号)	(△尊法野月地)	(第十二箱)	
46函	尊法野月 水	四十六	乙-佛 尊法野月水	(佛 尊法野月 佛 尊法野月三抄 (57号))	(△野月)・(□尊法)・(△尊法野月水)	(第五箱)・(第十二箱)	
47函	野月火	四十七	乙-佛 野月火	(佛 尊法野月 佛 尊法野月三抄 (57号))	△尊法野月火・(△尊法印抄)	(第十二箱)・(第十八箱)	
48函	尊法野月 風	四十八	乙-佛 尊法野月中棚従北第二	金 尊法野月 (11号)	△野月	第十一箱	
49函	尊法野雜	四十九	乙-佛 尊法野雜	佛 尊法野雜 (54号)	□尊法野雜		
50函	尊法印抄等	五十	乙-佛 尊法 印抄等	佛 尊法 七卷抄等 佛 尊法 印抄等 (20号)	△尊法印抄	第十八箱	
51函	尊法七卷抄等	五十一	乙-佛 尊法 七卷抄等	佛 尊法 七卷抄等 佛 尊法 印抄等 (20号)	△尊法七卷抄等	(第廿箱)	
52函	尊法私註	五十二		蓮 尊法私註 (7号)	△尊法私註	(第十三箱)	
53函	尊法故御室	五十三		金 尊法故御室 (1号)	(□丸)	第三箱・(第十七箱)	
54函	諸尊次第中御室	五十四	乙-蓮 諸尊次第 中御室等	佛 諸尊次第 中御室 (8号)	△諸尊次第		
55函	別尊雜記	五十五	乙-蓮 別尊雜記			第廿一箱	
56函	別行次第	五十六	丙-金 別行次第	金 別行次第 (41号)	□別尊		
57函	四度次第等御行用甲	五十七	丙-金 四度次第 御行用	佛 四度次第等 御行用 (29号)	△四度次第	第二箱	
58函	御流／四度次第	五十八					
59函	四度次第 (保春院／西院／伝法院)	五十九					
60函	諸次第	六十	丙-金 諸次第 以下第三棚自北第一	金 諸次第 (21号)	△諸次第	第二箱	
61函	新寫	六十一	丙-金 新寫	金 新寫 (2号)	△新寫		
62函	事相卷本甲	六十二	甲-佛 事相卷物甲	佛 事相 卷本 (15号)	△事相	(第五箱)	
63函	事相卷本乙	六十三	甲-佛 事相卷物乙	佛 事相 卷本 (15号)			
64函	事相帖本	六十四	甲-佛 事相帖本	佛 事相 帖本 (13号)	△事相帖本		
65函	事相抄	六十五	甲-佛 事相抄	金 事相抄 蓮 記六真 (49号)	☆事相鈔		
66函	事相雜々	六十六	甲-佛 事相雜々	佛 事相 雜々 (14号)	△事相雜々		
67函	蒙散 四帖	六十七		(蓮 密要鈔四合外 (35号))			
68函	密要鈔甲	六十八		佛 密要鈔甲 (30号)			
69函	密要鈔甲追加	六十九		佛 密要鈔乙 (31号)			
70函	密要鈔乙	七十		(※本目録奥書によると、密要抄目録は別冊となっていた。)			
71函	密要鈔乙追加	七十一		佛 密要鈔丙 (32号)			
72函	密要鈔丙	七十二		蓮 密要鈔丁 蓮 密要鈔丙追加 (33号)			
73函	密要鈔丙追加	七十三		蓮 密要鈔丁 蓮 密要鈔丙追加 (33号)			
74函	密要鈔丁	七十四		蓮 密要鈔丁 蓮 密要鈔丙追加 (33号)			
75函	密要抄丁追加	七十五		蓮 密要鈔丁追加 (34号)			
76函	密要抄一合	七十六		蓮 密要鈔四合外 (35号)			
77函	大日經疏卷抄等	七十七	甲-佛 大疏小箱	佛 御作分 佛 大疏 (26号)	△大日經疏	(第十六箱)	
78函	儼遵羅鈔	七十八	丙-蓮 儼遵羅抄				
79函	抄物	七十九	甲-佛 鈔物	佛 抄物 (6号)	△鈔物	(第十六箱)	

(※本目録冒頭に「密要肝心抄三合并密要鈔一合目六別有レ之」とあるように、密要抄目録は別冊となっていた。)

密要抄目録の詳細について、本稿註1阿部泰郎・山崎誠氏編著および註2永村眞氏論文を参照。

函番号	奈文研作成目録	高橋調査	④目録	③目録	②目録	①目録	備考
80函	儀軌甲□	×	甲 - 佛 儀軌	佛 儀軌甲第二 (56号)	△諸儀軌	第十四箱	
81函	悉曇	八十一	甲 - 佛 悉曇	佛 悉曇 (55号)	△悉曇	(第十六箱)	
82函	声明	八十二	丙 - 金 聲明	蓮 聲明 (2号)	△声明	(第廿五箱)	
83函	法則	八十三	丙 - 金 法則	蓮 法則 (4号)	△法則集		
84函	講式祭文	八十四	丙 - 金 表白 祭文・丙 - 金 講式	蓮 表白祭文 蓮 行状 (9号)・蓮 講式 (17号)	△諸式・(△表白)	(第廿七箱)	
85函	表白	八十五	丙 - 金 表白 祭文	蓮 表白祭文 蓮 行状 (9号)	△表白・(△法則)	第廿四箱・(第廿五箱)	
86函	御修法甲	八十六	乙 - 蓮 御修法甲	蓮 御修法 (3号)・蓮 御修法 (16号)	△御修法甲	第九箱	
87函	御修法乙	八十七	乙 - 蓮 御修法乙	蓮 御修法 (3号)・蓮 御修法 (16号)	△御修法乙	(第九箱)	
88函	東長	八十八	丙 - 金 東長	佛 東長 (19号)			
89函	神	八十九	乙 - 蓮 神	神 (39号)	△神道	(第十六箱)	
90函	引進	九十	甲 - 佛 引進	佛 引進 (43号)	(「引進一箱」が該当するか)		
91函	櫻皮御文箱	九十一					
92函	行状	九十二	丙 - 金 行状	蓮 表白祭文 蓮 行状 (9号)	行状 一箱	一合 (大師繪行状)?	
93函	縁起	九十三	丙 - 金 縁起	蓮 縁起 金 花康秘 金 常流 (28号)	△縁起		
94函	図像	九十四	丙 - 金 図像	蓮 図像 (45号)	(「諸圖一箱」か)		
95函	記六真	九十五	丙 - 金 記録真法	金 事相抄 蓮 記六真 (49号)・(記録本要 金 顯経梵網 蓮 澤見 (37号))	(△記録 真佛)・(△記録 真法)・(△本要記録)	第卅箱カ	
96函	記六俗	九十六	丙 - 金 記録 俗	記六 俗 (44号)・(記録本要 金 顯経梵網 蓮 澤見 (37号))	△記録 俗	第卅箱カ	
97函	重要古文書	×					
98函	故小松宮御親書	九十八					
99函	御宸翰／其他／御先代／御筆／雜々	九十九					明治二十年目録では「菊御紋付文庫入内」
100函	造営	百一	(「丙 - 金 諸道具圖」か)	金 諸道具圖 (48号)			
101函	古尺	百二					
102函	貝多羅葉	百三					明治二十年目録では「第二唐櫃中」内。
103函	(立花)	×					
104函	御遺告	×					1・4・6号は塔頭蔵旧蔵カ。
105函	小双紙一	百五	(丙 - 金 紺表紙小双紙目録)				
106函	小双紙二	百六	丙 - 金 紺表紙小双紙目録		紺表紙小双紙一箱	第四箱	
107函	小双紙三	百七					
108函	灌頂一	百八	丙 - 金 記六 灌頂	蓮 記六水丁 (36号)	△記録 水丁	(第五箱)・(第廿八箱カ)	
109函	灌頂二	百九	丙 - 金 記六 灌頂				
110函	灌頂三	百十					
111函	灌頂四	百十一					
112函	灌頂五	百十二					
113函	灌頂六	百十三					
114函	灌頂七	百十四					
115函	灌頂八	百十五					箱蓋に「真光院」の墨書。
116函	灌頂九	×					
117函	(灌頂道具等)	百十七					
118函	鈔物諸次第一	×					
119函	鈔物諸次第二	百十九					
120函	鈔物諸次第三	百二十					
121函	鈔物諸次第四	百廿一					
122函	鈔物諸次第五	百廿二					
123函	鈔物諸次第六	百廿三					
124函	悉曇一	×					
125函	悉曇二	×					箱蓋裏に「仁和寺尊寿院」の墨書。
126函	卷数	×					箱蓋裏に「仁南勝聖教箱」の墨書。

函番号	奈文研作成目録	高橋調査	④目録	③目録	②目録	①目録	備 考
127函	吉事回忌曼供	×					
128函	諷誦文	×					
129函	小切文書	×					
130函	詠草	×					
131函	(近世文書等)	×					
132函	卷物一	×					
133函	卷物二	×					
134函	図絵一	×					
135函	図絵二	×					
136函	図絵三	×					
137函	臨摹	×					
138函	記録一	×	丙 - 金 記録真佛	記六 真 (23号)			
139函	記録二	×					
140函	記録三	×	丙 - 金 記録本要	記録本要 金 頸經梵網 蓮澤見 (37号)	△本要記録		
141函	記録四	×					
142函	記録五	×					
143函	記録六	×					
144函	記録七	×	丙 - 金 記録天野	蓮 記録真天野 (42号)	△記録 真僧		
145函	記録八	×					
146函	記録九	×					
147函	記録十	×					
148函	記録十一	×					
149函	記録十二	×					
150函	文書一	×					
151函	文書二	×					
152函	文書三	×					
153函	寺祿一	×					
154函	寺祿二	×					
155函	諸山縁起一	×					
156函	諸山縁起二	×					
157函	目録	×					
158函	古新御修理諸雜書類	×					
159函	御先代御詠草御懐紙入	×					
160函	古文書摺本等	×					
161函	金剛線・歯木等一	×					
162函	金剛線・歯木等二	×					
163函	金剛線・歯木等三	×					
164函	成證印信	×					
165函	入壇諸道具等一	×					
166函	入壇諸道具等二	×					
167函	印信	×					
168函	玉印	×					
169函	石山寺・高山寺石水院經藏封紙等	×					

凡例 本表は、仁和寺御経蔵の諸目録に記載される各函について、現在の御経蔵および諸目録との間に該当するものか中身の聖教を対照し、一致するものについて各函名称を並べたものである。複数函の聖教が含まれる場合は各函の名称を「・」で区切り、例挙した。なお、諸目録には立項されつつも中身の聖教が記されていない函名称が一部あり、対照できなかつたものがある。それらの函名称については未掲載である（例：①目録「第廿六箱」、②目録「△西」など）。また、目録に記載された聖教が現在の御経蔵聖教より見出せなかつたものや、現在の聖教と同一のものか判断できなかつたものもあり、諸目録に立項された全ての函名称と現在の御経蔵函を対照できていないものではない。

①目録の表記について：現在の各函内聖教とおおよそ一致するものについては、①目録記載の函名称をそのまま記載した。丸括弧で表記している場合は、括弧内にある項目の一部聖教が現在の函と一致していることを示す（例：靈宝館第31函の聖教はおおよそ①目録「第廿三箱」の聖教と一致するが、一部聖教は「第六箱」に含まれていることを示している）。

②目録の表記について：目録に記された函名称と現在の函が一致するものをそれぞれ示した。丸括弧表記は①目録の表記と同様である。

③目録の表記について：丸括弧表記は①目録の表記と同様であるが、函名称末尾の丸括弧内は史料番号をあらわしている。これは③目録が帳面ではなく、一紙となっているためである。また、函名称の頭には「佛」・「蓮」・「金」という分類が付されている。

④目録の表記について：①・②目録準拠するが、函名称頭の「甲」・「乙」・「丙」は目録冊子の分類であり、横線で結んだ後半部分が「佛」・「蓮」・「金」という目録全体の分類となる。

高橋調査の表記について：漢数字は高橋調査ラベルに記載されたものである。「△」はラベルが貼付されていることは確認できるが、数字の墨書きが擦り消されているため番号の漢数字が判読不能なものである。「×」については、高橋調査ラベルの貼付が確認できなかつたものを指している。なおラベルの種類であるが、1～37函に貼付されているものは正方形の和紙に墨書きで漢数字が記され、右下に梵字様の朱印が押される。46函以降のものは長方形の洋紙に蓮華様の装飾があり、その中に万年筆で漢数字が記載される。また、ラベルの右下に和紙のものと同様に右下に梵字様の朱印が押されている。また、本書末尾にカラー図版PL.9（下）としてラベルの写真を掲載した。